

令和6年度 青少年の家不登校対策事業「ふれあい広場」実施要項

1 事業の目的

不登校傾向にある児童生徒の活動意欲、コミュニケーション力、自己肯定感の向上と社会的自立を図るため、不登校の状態に応じた段階的な活動機会の提供と相談対応を行う年間を通じた居場所を構築する。

2 主催 大分県教育委員会

3 対象

県内の小・中・高等学校に在籍し、心理的・情緒的理由などで不登校状態にある児童生徒

4 場所

- ・大分県立香々地青少年の家（大分県豊後高田市香々地 5151）
- ・大分県立九重青少年の家（大分県玖珠郡九重町大字田野 204-47）

5 内容

(1) 「ふれあい広場」検討会議の開催（年2回）

大学や教育委員会関係者等で組織し、広場の運営方針、効果的な事業運営及び検証のあり方について協議する。 (内容については別紙1のとおり)

(2) 年間行事の実施

① ふれあいトライアルデー（年15回程度・1回2時間程度）

青少年の家以外の場所で体験活動イベントを実施。公園や屋外、市町村教育支援センターでの実施を計画 (内容については別紙2のとおり)

② ふれあい活動日（年20回程度）

通所を希望する児童生徒と相談のうえ作成した個別の活動計画によるプログラムを実施 (内容については別紙3のとおり)

③ サマーキャンプ（2泊3日・年2回）

長期休業中の学習指導や自由研究・体験活動等の自主的な活動計画に対応するプログラムを実施 (内容については別紙4のとおり)

④ ふれあいキャンプ（1泊2日・年6回）

メンタルフレンドの支援を受けながら、個のニーズに対応した自然体験やと宿泊活動プログラムを段階的に実施 (内容については別紙5のとおり)

6 参加方法

- ・ふれあい広場への参加を希望する児童生徒は青少年の家（香々地もしくは九重）に登録申請する。
- ・青少年の家は登録した児童生徒に参加案内を送付する。
- ・登録した児童生徒は、参加を希望する行事について青少年の家に事前に連絡をする。

7 予算

本事業に係る予算は、健全育成のための体験活動推進事業費補助金（国1/3補助）を活用する。

「ふれあい広場」検討会議

1 活動の趣旨

家庭環境や日常生活、学校生活に不安や困難を抱える不登校の児童・生徒を対象に、自然体験活動を通じて、社会性や協調性、忍耐力等を育成して、自己肯定感やコミュニケーション能力、学習意欲を高めるため、青少年の家を活用した自然体験活動プログラムを開発するとともに、その検証・改善することを目的として、「『ふれあい広場』検討会議」を設置する。

2 構 成 員

- (1) 大分大学 福祉健康科学部
- (2) 大分大学 大学院教育学研究科
- (3) 大分県教育庁 社会教育課
- (4) 香々地青少年の家
- (5) 九重青少年の家

3 実施事項

- (1) 児童生徒の支援体制の検討
- (2) 効果的な自然体験活動プログラムの検討
- (3) ふれあい活動、各種活動の効果についての検証

4 開催期日

- (1) 第1回検討会議 5月（ビデオ会議システムによるリモート会議）
- (2) 第2回検討会議 3月（ 同 上 ）

5 その他

- (1) 必要に応じて構成員以外に出席を求めてその意見を聴くことができる。
- (2) 会議に関する庶務は、香々地・九重青少年の家事業担当が処理する。

ふれあいトライアルデー

1 活動の趣旨

様々な体験プログラムを通じて、他者と一緒に活動に取り組む経験を重ねることで自己肯定感を高め、協調性や社会性などの自立の力を高める。

2 内容

(1) 場所

大分市・別府市、各市町村教育支援センター 他

(※ 青少年の家以外の場所)

(2) 活動日

施設が指定する日、年間15回程度

※活動場所までの移動については、参加児童生徒もしくは保護者の責任において行う。

(3) 内容

- ・家族で参加できる自然体験活動
- ・市町村教育支援センター等での体験活動
- ・ふれあい広場についての説明

(4) プログラムの基本パターン

時刻	活動内容	対応
2時間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動（家族の参加可） 自然観察会、ノルディックウォーク、ハイキング等 ・市町村教育支援センター等での体験活動 ・「ふれあい広場」の事業説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当所員 ・活動講師

ふれあい活動日

1 活動の趣旨

通所を希望する児童生徒と相談の上、個別の活動計画を作成し、活動支援を行うことにより日常生活における活動意欲の向上を図る。

2 内容

(1) 場 所

香々地青少年の家もしくは九重青少年の家（参加する児童生徒の希望による）

(2) 活動日

毎月第1土曜日（6月～2月）を基本とする。

※活動場所までの移動については、参加児童生徒もしくは保護者の責任において行う。

※青少年の家が定める活動日以外の利用については相談の上対応する。

(3) 内 容

- ・児童生徒が希望する学習や体験活動への支援
- ・児童生徒・保護者に対する教育相談

(4) プログラムの基本パターン

時刻	活動内容	対応
10:00	・来所 ・日程確認	・担当所員
10:30	【活動1】 ○学習活動 学校の学習内容の復習や宿題や興味関心のある学習など 児童生徒の要望に応じた学習支援	・担当所員
12:00	・昼食	
13:00	【活動2】 ○体験活動 青少年の家のフィールドを生かした体験活動 (活動例) ・海や山を生かした自然体験 ・森林環境を生かした環境学習 ・野外炊飯等	・担当所員 ・安全管理 担当職員
15:00	・ふりかえり ・次回来所日の確認	・担当所員

サマーキャンプ

1 キャンプの趣旨

ふれあい活動日の活動趣旨を長期休業中に対応するものとして、児童生徒と相談の上、個別の参加計画を作成し、活動支援を行う。開催期間中は、季節や施設の特徴を生かした体験活動を提供し、参加児童生徒の活動意欲の向上を図る。

2 内容

(1) 場所・期日

・香々地青少年の家 8月 1日(木)～ 3日(土) 【2泊3日】

・九重青少年の家 8月19日(月)～21日(水) 【2泊3日】

※参加場所・期間は参加児童生徒の希望による。

※活動場所までの移動については、参加児童生徒もしくは保護者の責任において行う。

(2) プログラムの基本パターン

	1日目	2日目	3日目
午前	【学 習】 長期休業中の学校の宿題や自由研究・自然観察 学校の学習内容の復習や宿題や興味関心のある学習など ※児童生徒自らが学習計画を作成し、教員籍の職員が支援する。		
午後	【体験活動】 季節と施設の自然環境を生かした特色ある体験活動を青少年の家が提供する。 ※提供する活動については別途実施要領を作成		
夜	【自由時間】 個々のふりかえりの時間とし、所員の指導により翌日の活動につなげる。		

3 費用

・参加児童生徒等からは宿泊に伴う経費及び活動費を徴収する。

ふれあいキャンプ

1 キャンプの趣旨

個々の目的に応じて活動意欲、コミュニケーション能力、自己肯定感の向上に段階的に対応する自然体験・宿泊体験によるプログラムを提供する。

2 内容

(1) 場 所 香々地青少年の家・九重青少年の家（第5回のみ、大分市のつはる少年自然の家）

(2) 期 日

第1回	6月15日（土）～16日（日）（九重）
第2回	7月20日（土）～21日（日）（香々地）
第3回	9月28日（土）～29日（日）（九重）
第4回	10月19日（土）～20日（日）（香々地）
第5回	11月30日（土）～12月1日（日）（九重）
第6回	12月21日（土）～22日（日）（香々地）

(3) メンタルフレンド

参加児童生徒1名に基本1名の大学生によるメンタルフレンドを配置し、心のケア、活動支援を行う。事業中は、スタッフ会議による検証を行い、メンタルフレンドの報告等を元に、政策予算整理シート目標指標「心の変容がプラスに表れた参加者の割合」の根拠とする。

(4) プログラムの基本パターン

日程	活動内容	対応
1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出会いのつどい ・ メンタルフレンドとの顔合わせ ・ 活動 ・ 保護者相談会 ・ スタッフ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当所員 ・ メンタルフレンド ・ 大学教員
2日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動 ・ メンタルフレンドとのふりかえり ・ 別れのつどい ・ スタッフ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当所員 ・ メンタルフレンド ・ 大学教員

※各回の実施要領は別途作成する。

3 費用

・参加児童生徒等からは宿泊に伴う経費及び活動費を徴収する。